

東城ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

- 1.理事会:本クラブの理事会
- 2.理事:本クラブの理事会メンバー
- 3.会員:名誉会員以外の本クラブ会員
- 4.RI:国際ロータリー
- 5.年度:7月1日に始まる12ヵ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名の理事、会長、副会長、会長エレクト(または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー)、幹事、会計、会場監督および直前会長である。

第3条 理事および役員の選挙

第1節 役員を選挙すべき会合の1ヵ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長(次々年度)、副会長、幹事、会計、会場監督、副幹事および4名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。指名委員会は、会長、幹事、直前会長、会長エレクトおよび直前の元会長4名の8名をもって構成する。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計、会場監督、副幹事がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た4名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙の後の次の7月1日に始まる年度に、会長ノミニーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

第2節 (削除)

(下線部 2010年2月3日改正)

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 **会長**。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 **直前会長**。理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるその他の任務を行なうことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 **会長エレクト**。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第4節 **副会長**。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第5節 **幹事**。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第6節 **会計**。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっ

ては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督。会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第8節 副幹事。幹事、会場監督の任務を助け、またそれらが不在の場合その任務を代行する。

第5条 会合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月第3例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は水曜日12時15分に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月第一例会に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金は2万円とし、入会承認に先だって納入すべきものとする。ただし、標準ロータリー・クラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節 会費は年額186,000円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

クラブ委員会は、クラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間努めるよう任命すべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

会員増強委員会 この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

- ・ 会員増強・退会防止及び会員選考
- ・ ロータリー情報
- ・ 職業分類

管理運営委員会 この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

- ・ 出席
- ・ プログラム
- ・ 親睦活動
- ・ 雑誌会報

公共イメージ委員会 この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。

奉仕プロジェクト委員会 この委員会は地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

- ・ 職業奉仕
- ・ 社会奉仕
- ・ 国際奉仕
- ・ 新世代奉仕

ロータリー財団委員会 この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

- ・ ロータリー財団
- ・ 米山記念奨学会

その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(a)会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(b)各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(c)それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第 10 条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は適切な RI 資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行なうという主要な責務がある。

第 11 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12 ヶ月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。

第 12 条 財務

第 1 節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第 2 節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第 3 節 すべての勘定書は、会計もしくは権限をもつ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の 2 名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第 4 節 すべての資金業務処理は、毎年 1 回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節 資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これを、クラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の人会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第7節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項およびロータリー情報

委員会報告(ある場合)

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 16 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

2011 年 2 月 9 日 改正